

---

平成26年 第4回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成26年6月17日(火曜日)

---

議事日程(第3号)

平成26年6月17日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問  
日程第4 請願、陳情委員会付託  
日程第5 上程議案委員会付託
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問  
日程第4 請願、陳情委員会付託  
日程第5 上程議案委員会付託
- 

出席議員(14名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
9番 石上良夫君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 青砥日出夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	唯	清 視君	書記	岡 田 光 政君
			書記	前 田 憲 昭君
			書記	石 谷 麻衣子君
			書記	中 上 和 也君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	陶 山 清 孝君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	吉 原 賢 郎君
総務課長	加 藤 晃君	行財政改革推進室長	三 輪 祐 子君
企画政策課長	上 川 元 張君	防災監	種 茂 美君
税務課長	岡 田 厚 美君	町民生活課長	山 根 修 子君
教育次長	板 持 照 明君	病院事務部長	中 前 三紀夫君
健康福祉課長	畠 稔 明君	福祉事務所長	頼 田 光 正君
建設課長	芝 田 卓 巳君	上下水道課長	仲 田 磨理子君
産業課長	頼 田 泰 史君	監査委員	須 山 啓 己君

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（青砥日出夫君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

11 番、秦伊知郎君、12 番、亀尾共三君。

---

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第3 町政に対する一般質問

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

まず、13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより、2点にわたって質問をいたします。答弁をよろしくお願いいたします。

まず、第1点目、水道料金問題を問います。

水道料金の格差是正は、旧西伯町時代からの大きな課題でありました。今回の改定では、西伯地域内の格差は解消されたとはいえ、これまで受益者負担の名のもとに公共料金に公平さを欠く施策を続けてきた町の姿勢は問われなければならないと考えています。合併後の西伯、会見地域の水道料金統合の課題も水道統合事業が進む中で取り組まれてきています。水道統合が理由の料金引き上げは納得がいかないという会見地域の住民の声は当然であります。また、いつまで格差を続けるのかと、高料金を負担している西伯地域の住民の声も最もではないでしょうか。水道は福祉の原点です。水道会計に一般会計からの繰り入れで、水道料金の低位均一を求める立場で質問いたします。

質問の第1点目は、今回の水道料金改定がありましたが、これで西伯、会見地域の料金はどのようになってきたのでしょうか。これは使用料40立米とした場合の年間でどれぐらいの差が生じてきているのかを示していただきたいと思います。これについて、数字が出た段階で町長の所見を求めます。

第2点目、合併後の水道料金の負担はどうであったのか、平成16年の合併後10年がたちましたが、西伯簡水、西伯、会見で使用水量を同量とした場合、年間と合併年数、住民は幾らの格差の中で水道料金を負担してきているのかを数字上で明らかにしたいと思います。これについて町長の所見を求めます。

第3点目、同じ町の中で住民が負担する水道料金に格差が生じ、継続していることについて町長の見解を求めます。

第4点目、西伯地域の料金体系を会見地域に合わせることによる影響額、西伯地域に合わせた場合、どれだけの収益減になるかということですね、収入減になるかということを示して

ください。

第5点目、水道事業会計の繰り出しの考え方を問います。これはきのうの議会で植田議員がしておりましたので、それに引き続いて問いますが、よろしく願いいたします。

6点目、低位均一を求めて、西伯地域の水道料金の引き下げで西伯地域の水道料金を会見地域に合わせることを求めます。

水道問題の最後、説明会の中で、副町長は、特に2025年に人口が少なくなって、これまでの公共用の投資の部分についての負担を一体誰がしていくのか、このように事あるごとにおっしゃっていました。2025年問題、人口が少なくなって、社会整備の資本が残っている中でどのように町を維持していくのか、このように言ってるのですが、2025年問題について、首長はこの南部町がどうあるべきかというふうに考えてるのかということをお聞きします。

質問の大きな2点目、地域支援事業、医療・介護綜合法についてお聞きいたします。

現在、国会で審議されている地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案、これについては多くの高齢者を介護サービスの対象から除外し、入院患者の追い出しをさらに強化するものとマスコミ等でも報じられています。社会保障のためといって消費税を導入しながら、介護、医療は大改悪なのか、このような国民の声ももっともではないでしょうか。多額の税負担を強いられてる国民に対し、政府は国民生活の基本は自己責任と家族の支えだと言い張り、地域の助け合いがそれを補うという、いわば社会保障を全面的に否定した論理で成り立つこの国の行方は、この町ではどのように施策としてあらわれてくるのでしょうか。住民の命と暮らしを守る最前線に立つ自治体は、このようなことからどのように生活を守ろうとしているのか責任が問われてくるのではないのでしょうか。私はここでは、介護保険の予防給付から市町村の実施する地域支援事業に移行する事業について、その内容を問い、同時に広域連合のあり方についても問いたいと考えています。

また、もう一つの柱である医療の分野では、南部町は西伯病院持っています。この西伯病院は、このような国の流れの中で、地域に責任を持つ病院としてどのような役目を果たそうとしているのか、町長の姿勢を問いたいと考え質問いたします。

第1点目、介護保険の予防給付の事業が市町村の実施する地域支援事業となることについての町長の所見と影響を問います。これには、南部町内で予防給付の支給対象者が何人いて、支給額、町実施の事業にいく財源が今までどれくらい使われていて、今後その財源がどうなるのか、受け皿はどうか、きのうはあいのわ銀行と言っていたましたが、これについて財源をもとに答弁を求めたいと思います。

第2点目、厚労省は受け皿として地域でのボランティアの養成を掲げていますが、町ではどのような展開を考えているのでしょうか。これについては杉谷議員の質問の中であいわ銀行での話がありましたが、再度お聞きいたします。

第3点目、地域支援事業の移行は、要支援者を保険制度の枠外にしようということになるのではないのでしょうか。給付と事業の違いを求めて所見を問います。

第4点目、医療、介護、福祉の連携の重要さからも、広域連合のあり方の見直しを求めたいと思います。私は、ここでは広域連合ではなく、医療、介護、福祉、そして地域支援事業になるに当たっては、主体となる町村が介護保険の事業をしたほうがいいのではないかという立場からの見直しを求めたいと考えていますので、答弁よろしくお願ひいたします。

次の5点目ですね、法案では都道府県に、次、病院の話に入ります、各病院の病床再編計画を県につくらせることになっていますが、西伯病院への影響をどのように考えているのでしょうか。この中では、県が病床再編計画をつくるに当たり、西伯病院への意向調査等があるのではないかとと思うのですが、どのような回答を示してるのか、あれば答弁でしていただきたいと思います。

次の点、今回の法律は法改定と診療報酬の改定で病床削減を推進して、医療費抑制を図ろうとするものではないのでしょうか。マスコミ等でもその懸念が書いてあるんですが、医療費抑制をした場合、病床削減等になると思うのですが、その西伯病院や住民にとっての影響をどのように考えているのかをお聞きいたします。

最後に、これは町長の姿勢ですが、今回の医療・介護法については多くの自治体の首長や議会が意見書等を上げて撤回を求めています。住民の医療、介護の充実を守る立場から、反対の意思表示することを求めます。

以上、この場からの質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 真壁議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、水道料金を問うということでございます。

今回の水道料金改定で西伯、会見地域の料金はどうなったかと、使用料が40立米とした場合、年間どうなったかと、これについて町長の所見を求めるといふ御質問でございますけれども、答弁をする前に、改めて、平成26年3月定例議会で議員の皆様にご審議をいただき、可決いただきました水道料金の改定について概略を御案内したいと思います。まず、改定料金が皆様の水道料金に反映される時期ですけれども、26年の7月分請求からとなっております。改定内容としては、西伯地区上水道一般用の基本料金を一月当たり37.5円増額、会見地区上水道13ミリ

口径の基本料金を一月当たり50円増額、簡易水道の料金をそれぞれの地区の上水道の料金表に統一するというものであります。ちなみに、消費税については別途計算されます。

さて、改定前後の料金比較として、2カ月当たりの使用水量が40トンの世帯の1年間の水道料金により比較いたしますと、西伯地区上水道では、改定前が二月で5,620円ですので1年間で3万3,720円、改訂後は二月で5,695円となりますので1年間で3万4,170円となり、年間で450円の増額となります。一方の会見地区上水道では、改訂前が二月で3,980円ですので1年間で2万3,880円、改訂後は二月で4,080円となりますので1年間で2万4,480円となり、年間で600円の増額となります。簡易水道では、西伯地区簡易水道が、改定前が二月で5,908円ですので1年間で3万5,448円、改訂後は二月で5,695円となりますので1年間で3万4,170円となり、年間で1,278円の減額となります。また、会見地区簡易水道は、改定前が二月で3,981円ですので1年間で2万3,886円、改訂後は二月で4,080円となりますので1年間で2万4,480円となり、年間で594円の増額となります。

今回の料金改定は、簡易水道と上水道の料金格差の是正と、西伯地区と会見地区の上水道一般用の基本料金の格差縮小と水道事業の経営基盤の安定を目的としており、料金統一を見据えた改定内容となっておりますので、御理解をお願いいたします。次に、合併後の水道料金の負担はどうかと。西伯簡水、西伯、会見での使用水量を同量とした場合の年間掛ける合併年数ということでございます。さらに、町長の所見を求めるということでございますが、これも先ほどの答弁と同様に、2カ月当たり、二月当たりの使用水量が40立米の世帯で、平成23年度に行われた料金改定を加味し、合併からの料金支払い総額を計算いたしますと、平成16年10月の合併から平成26年3月までの9年6カ月の間、西伯地区上水道では29万8,840円、会見地区上水道では22万6,903円、西伯地区簡易水道では33万6,756円の負担額となります。御案内のとおりですが、この地区間の大きな隔たりは合併時から続く料金の格差が要因であり、料金統一が合併以来の水道事業の大きな課題となっております。平成23年度とこのたび行う料金改定は、この料金格差を縮小し、将来の料金統一を展望するものでございますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、同一町内で住民が負担する水道料金に格差が生じ、継続していることについての見解でございます。まず、合併当時にさかのぼりますが、合併協議会におきましては、水道料金の統一につきまして課題として明示するにとどめ、合併後の検討に引き継がれております。これは、旧町の水道料金の格差が余りにも大きかったために、いつときに料金統一を行った場合に生ずる家

庭生活への影響を考慮しなければならなかったためでございます。

また、当時は水道施設とそれに付随する事業の財政運営も上水道と簡易水道に区分されており、料金を導き出すために必要となる財政収支の状況を別々に勘案しなければならなかったことも料金統一への検討を困難にさせておりました。平成18年度に簡易水道統合計画を策定し、平成19年度に諸木水源から東西町への送水管布設を実施したことにより、従来簡易水道であった会見地区の水道事業を西伯地区の上水道と連結し、南部町の水道事業を一体的に運営することとなりました。これは、財政基盤が不安定な簡易水道事業を上水道と統合し、地域の水道事業を安定させるとした国の施策が背景となっており、水道事業の建設改良に交付される国の補助金についてもその計画の策定が前提となっておりました。こうした流れから、平成20年度には会計を統一し、1つの財政により事業運営を行う体制として現在に至っております。

そして、平成22年度の公共料金審議会には料金統一の課題が明確に提起され、料金統一に向けた段階的な料金改定案が示されました。平成25年度に行われた公共料金審議会についても、その延長線上に位置づけられるものと認識をしております。自治体同一料金の観点からいえば合併時に統一するべきではありますが、申し上げましたように町民の皆様の御理解や国の施策を踏まえて進めてきておりますので、よろしく申し上げます。

次に、西伯地区の料金体系を会見地域に合わせることによる影響額を問うという質問でございます。これも二月当たりの使用水量が40トンの世帯で比較をいたしますと、世帯単位では、このたびの料金改定後では西伯地区の水道料金が5,695円、会見地区は4,080円となり、その差は1,615円でございますので、この差が二月当たりの影響額と言えます。この影響額を単純計算しますと、1世帯当たり年間の水道料金は9,690円の減額となり、これに平成26年3月末現在の西伯地区の世帯数を掛けますと約2,600万円の減額となります。料金改定に係る実際の試算は使用水量の実績値を用いて行いますので、必ずしも今申し上げたような数値になるとは限らんということでございますので、御承知おきください。

次の水道事業会計の繰り出しの考え方でございます。これは、昨日、植田議員に御答弁を申し上げておりますので、説明を省略させていただきたいと思っております。

次に、低位均一を求め、西伯地域の水道料金の引き下げを求めるとの御質問でございます。6月号の広報「なんぶ」の記事にも掲載しておりますし、以前より説明をしておりますが、水道事業は使用者の皆様の料金収入によりその経営が成り立っております。したがって、水道料金の設定は、水道事業を持続可能なものとするための経営手段とすることができます。水道事業を後世に継承していくためにも、事業の財政収支の状況を考慮しながら設定していかなければなら

ないものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

最後の2025年問題について、町長の所見を求めるといふこととごひます。南部町の水道事業におきましては、2025年問題といふより、人口の減少を大きな問題として認識しなくてはならないとひてひてひます。それは水道事業の経営基盤であります給水収益が人口減少に伴う使用水量と世帯数の減少で直接影響を受けるからであります。対する水道事業の費用構造は、施設の維持管理費用や減価償却費などの固定的な費用がその多くを占め、これらは人口減少に影響されません。したがって、人口減少に伴い収入は減少しすけれども、支出は同水準で推移することから、財政収支は悪化することが想定されます。これは南部町に限らず、人口減少が懸念される全国の水道事業が抱える共通課題であります。このようなことから、人口減少に影響を受けないような経営基盤としての料金体系の検討が必要であるとひてひてひます。

参考までに、平成25年3月に厚生労働省で策定された新水道ビジョンでは、料金見直しの方向性として、固定費を基本料金で全て回収するのが最も安定的な料金徴収の方法で、基本料金ベースと従量料金ベースの割合を費用面での固定費と変動費の割合と同等とすると水需要の増減に収入が影響されない体系となりますと示してあります。南部町におきましても、事業の見直しや費用の節減を図り、効率的な運営に取り組むことはもとよりでありますけれども、こうした収益構造の見直しについても公共料金審議会などを通じて検討してまいりたいと思ひてひてひてひますので、御理解をお願いします。

次に、地域支援事業、医療・介護総合法についてごひます。

介護保険の予防給付の事業が市町村の実施する地域支援事業となることについての町長の所見と影響を問うといふこととごひますが、この質問は3月定例議会一般質問でも関連の質問をいただひてひてひてひます。そのときにお答えしたことと変わっていないといふこととごひます。まず、それを申し上げておきます。

現在の要支援の方の予防給付である訪問介護、通所介護などは、全国一律のサービスの種類、内容、運営基準、単価等を定めて実施されてひてひてひます。つまり、基準を満たさないと介護保険の予防給付とならないわけですが、新しい制度へ移行すると、要支援1、2に認定された方が必要とする日常生活支援のヘルパー、デイサービスなどのサービスをシルバー人材センター、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人など、効果的に提供される事業者を市町村の基準により体制整備できるようになります。移行後の新しい地域支援事業も介護保険制度内でのサービス提供であり、財源構成も変わらないとなつてひてひてひますので、介護保険からの切り離しではごひてひてひません。既存の介護サービス事業者の活用も含めた調整が必要となりますが、日常生活支援は多岐



にわたりますので、市町村で基準や単価設定を行い、全国一律のルールで給付していたこれまでのあり方から市町村ごとに効率的なサービス提供ができる新事業に変わるということです、御理解をいただきたいと思います。

次に、影響についてですが、平成25年度の利用状況を見ると、対象となる訪問介護と通所介護を利用されている方は延べで917人、給付費で約2,550万円となり、居宅介護サービスのうち、サービス料で約28%、給付費で約48%となっております。町が現在介護予防を実施している事業につきましては、現在、広域連合から介護予防地域支援事業交付金を受けて、要介護状態を予防する「しゃんしゃん教室」を初め、さまざまな教室に取り組んでおります。先に申し上げたとおり、移行後の新しい地域支援事業も介護保険制度内のサービス提供となる予定であり、財源構成も変わらないと考えております。ただし、今後も継続して事業が行えますが、ボランティアの拡大やサービスの内容の充実は必要であると考えます。

次に、受け皿として町はどのような展開を考えているかという質問ですが、昨日の同僚議員さんのあいのわ銀行についての御質問にお答えしたように、介護予防からは見直しされる訪問介護、いわゆる生活援助部分をあいのわ銀行の協力会員にお世話になれないかと考えております。そのほかにもシルバー人材センターで生活支援サービスもされていますし、スポnetなんぶでも60歳以上を対象とした教室を展開されており、そうしたサービスにつなぐまでの事業展開をNPO、民間企業、社会福祉法人などが受託されることもあるかもわかりません。

次に、地域支援事業への移行は要支援者を保険制度の枠外にしようということになるのではないか、所見を問うとの御質問でございますが、最初の御質問にお答えしたとおり、要支援の方が現在受けておられる訪問介護、通所介護などが平成29年3月までに新しい地域支援事業に移行されることは、介護保険制度の枠外にしようとしてるのではなくて、今まで生活支援を中心に通所介護やヘルパー支援を入れていたものを、自立支援の考えをもとに、生活機能向上にも着目した心身機能訓練や在宅支援を行いながら地域での居場所や本人の役割をふやし、生活を改善していくことであると考えております。

次に、広域連合の見直しを求めるということについてでございますけれども、介護保険制度の準備段階で、ふなねな介護保険制度を近隣町村と力を合わせ、知恵を集めて相談しながら行ったほうが町民の皆様によりよいサービスが提供できるという思いや、保険ですから、分母をふやして保険財政を安定化させるとともに保険料を低く押さえることができること、さらに鳥取県知事の事業者の指定権限の移譲を受けて、事業者の指導、監督を通じて利用者サイドに立った事業運営が可能になることなどにメリットを見出して、現在の伯耆町、日吉津村との広域連合となった

わけであります。県下でも2番目に低い保険料を維持して事業を推進してる現状からも、広域連合でやってよかったと思っております。そして、移行後の新しい地域支援事業も、介護保険制度内でのサービス提供となる予定であり、財源構成も変わらないと考えておりますので、広域連合で財源を確保しつつ、各町村の実態にあった独自事業も展開していくことができると考えております。したがって、広域連合の見直しにつきましては現段階では考えておりません。

今回の医療・介護法について反対の意思表示を求めるとのことですが、5月15日に衆議院で賛成多数で可決されまして、参議院で審議中であります。細部を検討しまして、全国町村長会や全国知事会を通じて今後意思表示をする機会があるかもわかりませんが、今のところはその考えはございませんので、御理解をお願いいたします。

次に、法案で都道府県に各病院の病床再編計画をつくることになっておると、西伯病院の影響はどうかと、あるいは病床削減を推進し、医療費抑制を図ろうとするものではないかと、影響を問うというような御質問をいただいておりますが、これは病院事業管理者のほうからお答えをいたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 病院事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 病院事業管理者でございます。真壁議員さんの御質問にお答えしてまいります。

まず、法案では都道府県に各病院の病床再編計画をつくらせることになっているが、西伯病院への影響をどう考えているかというお尋ねであります。本年2月に国会に提出された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案は、医療法、介護保険法に加え、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律、保健師助産師看護師法等、多数の法律の一部改正により構成されております。中でも、医療法については平成18年の第5次改正以来の大きな改正であります。具体的には、より効率的で質の高い医療を目指し、病床の機能分化、連携の推進、在宅医療の推進、医療等の確保対策、チーム医療の推進、医療事故にかかわる調査の仕組み等の整備が柱に上がっております。

この柱の1つである病床の機能分化、連携の推進のために、病院及び有床診療所が有する病床の担っている医療機能の実現と今後の方向性について医療機関側から都道府県に報告する制度として平成26年10月より開始されるのが病院機能報告制度であり、各医療機関が提起する病床再編計画といえます。報告内容については現在も検討中ではありますが、1つ、高度急性期、2つ、急性期、3、回復期、4、慢性期の4つの医療機能が病棟単位で現状と近い将来の今後の方向性を報告することになります。あわせて、病床利用率や高度医療機器の台数、レセプトを活用した

手術件数等も報告の内容に含まれており、この制度により得られた情報や地域の医療需要の将来推計等を踏まえ、都道府県知事は第二次医療圏ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その将来にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、保健医療計画の一部として地域医療ビジョンを策定します。

病院機能報告制度と地域医療ビジョン、また新たな財政支援制度の創設を受け、医療機関の自主的な取り組みと医療機関相互の協議による医療機能が転換されることで、機能分化、連携の実効的な推進が想定されています。また、地域医療ビジョン実現のための措置として、県は医療関係者、医療保険者等の関係者による協議の場を設置し、協議を行います。二次医療圏ごとに4つの医療機能ごとの病床数の過不足を算出し、病院の新規開設、増床や既存の医療機関による医療機能の転換において、不足している医療機能を担うことを要請することができます。また、稼働していない病床への対応においては、病床の削減を要請することができます。

西伯病院は、現在4つの病棟を有しております。それぞれ急性期49床、慢性期50床、精神急性期50床、精神療養期49床となっています。このたびの報告制度は、従来の医療計画に示されてきた一般病棟及び療養病棟の基準病床数を新たに4つの医療機能ごとの基準病床数に細分化する制度となっており、精神病床を除いた急性期49床、慢性期50床において、現状と今後の医療機能を県に報告する必要があります。西伯病院といたしましては、医療機能の報告とあわせて実施される平成26年7月現在の病床利用率等の報告による病床数の削減や医療機能の転換等が県より定められることが予測されます。そのため、報告時点の病床利用率が重要となっておりますが、平成25年9月以降、平均83.7%と落ち込んでおりました病床利用率ですが、平成26年6月に入り、91%と180人を超えるまでに好転しております。引き続き入院患者の確保に努めることにより、西伯病院の198床の入院機能が当地域において今後も必要であることをお示しできるよう努力してまいりたいと考えております。

西伯病院は、地域に責任を持つ病院として、昭和26年の開設以来、長年にわたり地域の皆さんの医療需要に応じて医療機能の転換を図りながら医療を提供してまいりました。現在も急性期から慢性期までのさまざまなステージの患者さんが混在して入院しておられる状況の中で、今後も安心、安全な医療を継続的に提供していくためには、現在の西伯病院の持つ医療機能を維持していくことが西伯病院に課せられた使命であると考えております。

次に、同法は法の改正と診療報酬の改定で病床削減を推進し、医療費抑制を図ろうとするものではないか、その影響をとの御質問であります。先ほど申し述べましたように、医療・介護総合法案は、病床機能報告制度により得られた各医療機関の情報から二次医療圏ごとの医療の必要量

である基準病床数を明確にし、2025年に向けた地域医療ビジョンの策定を医療計画に反映させる法律となっております。高度急性期の医療機能を持つ病院が集中している現状などから、医療機能に偏りがある二次医療圏においては医療機能の転換や病床数の削減、また稼働していない病床を有する医療機関においては病床数の削減を迫られることが予想されます。

平成26年4月に実施された新医療報酬改正では、単にある医療行為の点数が加点になったとか減点になったとかいうものでなく、急性期医療を担う医療機関にとって大きな影響を与える改正となりました。具体的には、一般病床における看護師配置基準である7対1看護などの高度急性医療に担う病棟の基準について、4つの大きな変更により要件の厳格化がなされています。1つは、これまで以上に重症度の高い患者を優先に入院させなければ急性期病床と認めないこと。2つ目は、急性期病床の要件である平均在院日数18日以下の計算対象から今まで除かれていた90日以上を超えて入院している特定除外患者の入院日数を平均在院日数の計算に含めることによって、この要件を満たすことが困難にしたこと。3つ目は、平均在院日数に関連しますが、大腸ポリープ切除手術や睡眠時無呼吸症候群を診断するために行う検査入院など、比較的短期で退院が臨める疾患による入院を包括点数とした上で、平均在院日数の計算から除外したこと。つまり、長期的入院を平均在院日数の計算に含める一方で、短期の入院を計算から除外することで急性期医療の要件を満たすことを困難にし、急性期病床を削減しようとしているものです。4つ目は、在宅復帰率と呼ばれる患者が自宅などへ退院する割合が75%以上でないと急性期病床の要件を満たさないとしたことです。こうした変更により、急性期医療を担うことができなくなる病院が多数出てくることが予想され、こうした病院が今まで担ってきた救急患者の受け入れなど困難になってしまい、また90日を超えて入院されている患者は行き場を失ってしまうことが予想される。このような要件を示すことにより、2025年に向けて入院から在宅へ、あるいは医療から介護への流れを加速させるために、医療と介護との連携による地域包括ケアシステムの構築が強調された診療報酬改定となりました。

また、精神病棟におきましては、厚生労働省の長期推計である現在35万床ある精神病床を2025年には27万床まで削減すると打ち出されています。このたびの診療報酬改定におきましては、精神病床に入院患者の早期退院を目的として精神保健福祉士を配置することにより、帰る場所のないために入院が長期化しているいわゆる社会的入院と呼ばれる患者様等の退院支援に取り組むことを評価した加算が設けられ、今後の精神病床削減への方向性が示された改定となりました。

西伯病院といたしましては、鳥取大学医学部附属病院を初め、米子医療センター、山陰労災病

院など、高度急性期医療を担う医療機関がひしめく西部医療圏において、このたびの診療報酬改定により、これらの病院が今後どのような医療機能が展開されていくのか等の情報収集や連携強化が非常に重要になってまいります。また、西伯病院で提供しています10対1看護の一般病床につきましても、2025年を見据えた病床削減の対象として今後予想されることから、このたびの診療報酬改定の目玉でもあります地域包括ケア病床の導入を検討していく必要があると思われます。

この地域包括ケア病床は、1つ、高度急性期病床からの受け皿としての役割、2つ、在宅医療における急変時の受け皿としての役割、3つ、在宅への復帰支援の役割、3つの機能をあわせ持つ病床であり、西伯病院が現在まで提供してまいりました医療機能そのものであります。今後予想される精神病床及び一般病床の削減推進につきましては、前述のとおり、西部医療圏はもとより、国、県の今後の動向に注視し、適時的確な対応が重要と認識するものであります。地域の皆様が安心して暮らしていただけるためには、高度急性期医療を担う病院、高度急性期病院からの受け皿を担い、在宅まで導く病院、在宅医療を担う地域のかかりつけ医としての診療所、いわゆる病病連携と病診連携の両輪連携を強化し、それぞれ課せられた役割を果たすことにより医療の効率化が求められています。

以上、答弁を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 答弁をいただきました。

まず、水道問題について、第1点目の今回の改定でどうなったかという点では、改定での数字の差額を出してもらったんですけれども、私の質問の趣旨は、町長、先日、同僚議員が水道問題を質問したんですけれども、私の今回の質問は、今後の水道料金の統一については、西伯の水道料金を下げて会見地域と一緒にするために努力していただきたいという内容なんです。そういう立場で通告しているものですから、今回の1番の質問は、西伯と会見で今回格差是正のためにした料金の改定なんだけれども、なおかつ差があるということを言いたいですよ。それで出てきた数字が年間について西伯と会見の差が9,690円の差があるということなんです。これは説明会の中でも、私は2カ所聞いたんですけれども、住民からいつまでこの差を続けるのか。当初に言わせていただいたように、今回の合併によって会見地区の住民が高い水道料金、西伯側の高い水道料金に合わされることに非常に懸念を持って、これは当然のことなんです。合併することによって公共料金が上がることは、これは慎まなきゃならないことであると同時に、同じ町の中にいていつまでこの水道料金の格差を続けるのかという西伯住民の声も至極もったもな声

ではないだろうか。数字を上げてもらって9,690円、今回の改定については念願であった西伯地域の簡水が下がったんですよ。私は西伯地域の簡水の方々から、過去20数年間において、できてからこの間どれだけの差があったのかということをお訴えられたわけですね。これが是正されたことは、いってみたら高どまりになったんですけれども、それは是正されたことにしても、今回の改定で胸を張るような改定ではないんですよ。依然として1万円近くの差が生じてきているということについて町長はどう考えてるのかということをお聞いているんです、どうですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。このたび行った改定ですけれども、これが一緒になるというようなことは最初から考えておりません。先ほども申し上げたように、水道料金統一の一つの過程であるということでございます。そういう考え方でありまして、なかなか意見が合わないところであります。最初からそういうつもりでやっておりますので、まだまだ差は生ずるというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ここですね、例えば、それで1番では1年間で9,690円の差があると。これまでも、合併してからもその差額を出していただいたんですけれども、会見と西伯、特に簡水と合わせたら非常な金額の差になってくるということですよ。西伯がこの10年間で29万8,540円、それで会見が22万、万単位で公共料金違ってくるわけですね。ちょっとうがった言い方をすれば、少子化で住民をよそから入っていただきたいといっても、西伯と会見では1年間1万円水道料金違うんですよということは、本当は丁寧に言ってあげないといけないんですよ、そういうことですよ。幾ら月2,000円のガソリン代出しましょうといっても、それだけの差がある施策をうちが持っているんだということをお、これいい悪い別にして厳然としてある事実だということなんですよ。その差が、町長、私は意見の違いじゃなくて、審議会の中でも町長も何とか一般財源を入れて統一に向けて負担のないようにしたいって言うんですよ。ところが、今の、きのうの話をお聞いている、かといって、であれば今の会見と西伯の中をとるということになったら、これ会見上げることになっちゃうわけですよ。これは、会見住民が納得しないのは当然なことだと思うんですよ。

それで、今の段階を、町長は意見が違うというのは、私は、町長はまず審議会の答申にあるように、これまでの格差是正についてはやっぱりいいことじゃないのだという立場に立って、是正を解消するという立場に立って、この10年間をそれをいろんな状況の中で放置していた残念ながら現状がありますが、今回この是正のためには、西伯料金をとりあえずにしても会見側に合わ

せて引き下げるといふことしか方法はないと思うんですよ。それが、今回出してもらった、前回の議会ではお金が一体幾ら要るんや、1億数万と言っていましたけども、総額1年間で1億8,000万円のお金があれば収益は何とかなるんですよ。そのうち、今回、西伯を会見に引き下げた場合の金額が2,600万だって言うてきたんですよ。これちょっと差があるかもしれませんが、全体の収益から差があるかもしれませんが、2,600万を投与したら少なくとも今の段階で西伯と会見が同じ水道料金になるのではないかとということですよね、町長。これは数字に納得されたと思うんですが、それはどうですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。計算ではそのようになるのではないかとおもうように思います。会見の方はどのようにお考えになっておられるのかわかりませんが、会見側の水道料金というのはいわゆる簡易水道でありまして、簡易水道事業でやっていたわけでありまして、いわゆる減価償却というような会計にはなっていないわけでありまして、したがって、それを会見側は一般会計のほうで負担して、住民の皆さんの料金は安く徴収しておったということでもあります。それが合併後、西伯上水のほうと統合して南部町の上水道事業ということになったわけですから、当然、新しい料金体系というものは減価償却や起債償還やそういうものを考慮した金額になるというのが当たり前の話でありまして、旧会見側の料金に、もっと言えば減価償却などを考慮していない会見側の料金に合わせれば、水道事業はたちどころに破綻していくというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私ね、首長はそんな極端なこと言ったらいけないと思うんですよ。会見地域は、元来、水源も自分たちでつくりながら、人数の関係もありますけども、簡水でやってきて、一般財源投じてくるの当たり前のことなんですよ。日本全国探して、簡水で成り立ってるならともかく、なかったらどこも一般財源入れているんですよ。それは当たり前のことでしょう、町長、それは。いかにもそのことが不幸なほうに言う。これは当然の事なんですよ、会見側が一般財源を入れて水道財源を保持してきたっていうの、簡水でね、西伯かってやってきたじゃないですか。高い水道料金に対して、なおかつ厳しいところに水源をつくったものだから、あなたの住んでいるところに一般財源投じてるわけでしょう、そうじゃないですか。そのことを、あたかも一般財源をつくとか、いけないようなこと言うこと自体がおかしいんですよ。そうですね、町長。

それで、聞きますよ。一般財源を投じること悪じゃないんですよ。町長が言ってるのは、一般

財源を投じることは簡水じゃいいけども上水ではいけないと、こんな法律ないんですよ。それで聞きますよ、町長は、水道公営企業になったら一般会計を入れることはできないって何を根拠に言ってるんですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 私は、先ほどの答弁なんですけれども、簡易水道に一般財源を投入することをいけないうって言っていませんよ、そういうことですよ、誤解をしないでください。旧西伯でも簡易水道には一般財源を投入して事業をやっている。ただ、実態を言ったわけでありませう。そういういわゆる減価償却を反映していない水道料金に合わせますと、新しい水道、南部町の上水道会計が破綻をするということを言ったわけです。それは踏まえておいていただきたいと思ひます。

それと、御質問なんですけれども、いわゆる地方公営企業法という法律があります。地方公営企業法では、基準に基づいて一般会計からの繰り入れをするようになっております。したがって、赤字を全て一般会計で埋めるというようなことにはならないということを言ってるわけです。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長ね、町長も一般会計を入れることについては簡水では当然あり得ることだと、そのことは悪いことはなくって、あり得ることだっていうことなんですよね、あり得ることだと。ただし、減価償却を入れるような公営企業になって、減価償却を考えないといけないときにそういうことをしとったら破綻すると。それは、今まで水道会計破綻したことって、どっか聞いたことありますか。公営企業会計というのは、例えば病院でも、病院が赤字になったときどうするんですか、水道会計がやむなく赤字になったときはどうするんですか。一般会計からお金入れるんでしょう、それできないんですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 全国的にそういう破綻した会計があるのかないのか、それはつぶさに承知しておりませうけれども、本来料金をもって賄わなければならないものを一般会計から投入するというについては地方公営企業法で一定の制限があると、繰り出し基準に基づいて繰り出してくださいねという約束事になっているわけです、約束事だと思っております。これをどんどん破ってというか、ルール無視でやっていって、例えば一般会計そのものも回らんやになった場合には、これは大変なことになります。責任が持てないということでございます。どこまでも言われると、なかなか一般会計から入れられなくなる。一般会計から入れるのは、簡易水道を一般会計で面倒見ていたというようなこと、それから、合併をして料金統一が大きな町の課題になっ



ているというような、そういう事情をきちんと話をして、国にも県にも理解もいただいて、入れた後のまた面倒も見ていただけるような状況をつくってやりたいということを言っているわけですから、あんまりおしかりをいただくようなことではないと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そうですね、私が町長にお願いしたいのは、破綻させるかどうかは首長の判断だということが言いたかったんですよ。水道会計を、赤字になつるところを企業会計は知らんぞと町長が言うのか。そうであれば、例えば米子市の、今、国保会計が赤字なのを米子市長が赤字になつても知らんぞと言って放っておくのかと、放っておけないんですよ。公営企業とはそういうものだということを頭に置いていただきたいということなんですよ。

それで、次に入るんですね。町長は、一般財源を何とかして入れようと思っているということは評価しているんですよ。私は、あなたの負担をもっと軽くして、心配しなくても、町長、一般財源入れても国からはそんな何も言われなんだよということを言いたいんですよ。そのことを言ってるんですけども、町長はルール分入れるって言うんですが、毎年総務省が出してる繰り出し基準というのは、この分で繰り出し基準についてはもう国がお金をもってあなたのところに上げますよという基準なんです。それ以外のことについては何も書いていない、そうでしょう。繰り出し基準ってどういうものか。この基準は、国家予算でどこの都道府県や市町村の公営企業会計にお金出すということを決めてるということなんで、もう出てきてるんですよ、お金は。今言っているのは、そのことはもらっても、その次に、今回合併したことによる格差是正のために一般財源投入することについては首長の判断でできると言っているんです、私が。これが、町がとやかく言うことでないし、そして、町長、まずそこをどうかということで、その上に、よければそのことについても国、県の支援をいただきたいってあなたは言ってるわけですよ、これも当然のことだと思うんですよ。であるならば、公営企業法の17条の2、経費の負担の原則の、言ってみたら2の1項ですね、その性質上、収益で賄うことができない、合併時の格差はそのときの収益で賄って無理があるんですよ。振り返って言えば、議会の責任にもなるかもしれませんが、合併時の調整交付金等を使ってそのときに是正が可能であったかもわからない。もし今いけなければ、この2,600万円を年度を限ってでも、工事が終わった後の落合浄水の経費がどうなるかわからない、償還が少なくなるかわからないということのめどが立つ何年間か2,600万円を合併特例債を使ってでも入れて、同じようにして水道会計をしていくというのが今の一番ベターな方法ではないですか。町長、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。繰り出しはルールに基づいて行うというのが私の考え方です。ルールに基づかない繰り出しについては、相当な理由をもって繰り出しをしたいというぐあいに考えております。それは先ほど申し上げたような、合併というような大きな事業の特殊事情や、余りにも大きな格差でなかなかこれは誰がやっても難しいわけでありまして、これを統一するということは難しい、そういう特殊な事情があったようなときには、目もつむってもらいたいし、あるいは目を大きくあけて事情を御理解いただいて、支援もいただきたいということを言っているわけです。

私は、水道事業のマネジメントをするのに、ただ安ければいいということにはならないということを行っているわけです。やっぱり節度を持った運営というものを考えなければいけないというように思っております。旧会見地区の水道料金ということが安いわけですから、これに合わせるが一番いいと思います、きっと一般的にはいいと思う。しかし、この旧会見地域の水道料金は、さっきも言いますように投資に見合った減価償却などを反映した料金ではないということですから、これだけ考えてみても、これに合わせれば、新しい南部町の水道事業が近い将来破綻するということはもう目に見えているわけです。その理屈はおわかりでしょう。

○議員（13番 真壁 容子君） 破綻するかどうかは首長の判断ではないのですか。

○町長（坂本 昭文君） わかるでしょう。

○議員（13番 真壁 容子君） いや、わかりません。

○町長（坂本 昭文君） 組長の判断は、さっきも言うように、規律のあるマネジメントをしたいということを行っているわけです。ですから、誰も水道事業を破綻させようとも思っておりませんし、高いがいいなんて思ってもおりませんし、安いがいいだろうと思うわけですがけれども、そういういろいろな思いの中で、やっぱりそうはいつでも規律のある財政運営、水道事業運営を果たして期待に応えていかんといけんと、やっぱり持続していかんといけんとするんですよね。未来にツケ回すような話ばかりのようにあなた方の意見は聞こえるわけです、未来へのツケ回し。さっき合併特例債で借りて繰り入れというようなことをおっしゃいましたけれども、やっぱり未来にツケですよ。毎日消費するものを借金して後で返すということでしょう、未来へのツケだと思えますよ。やっぱりそういうことをしちゃいけないというように思います。

いろいろ御意見はあって、そのあたりはよくわかっておりますけれども、会見側の料金に全面的に合わせるというようなことにはならない、これははっきり申し上げておきます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ですよ。私は、何もルール違反をしるか無節操にしるなんて

言っていないですよ。でも、町長の頭の中には、頑として支援を得る以上は国、県の何かの支援がなければできないという立場に立っているんですよ、そうですね。でも、そうでしょう。

○町長（坂本 昭文君） 言っていないです。

○議員（13番 真壁 容子君） そうです。でなかったら支援がなくてもできるんですよ、町長、もうちょっと頭やわらかくなられたらどうですか。今言ってるのは、確かに国や県に対しても、公営企業法の中で、合併時に格差を是正するための支援が欲しいと当然言っていたらいいと思うんですよ。それは私も国がすべきやと思うんですね。しかし、今、水道会計統合問題が出てくるときに、水道統合をしなきゃならないという情勢期にあるということも事実だと思うんですね。このときに、今、町長おっしゃったように、低い会見の料金に合わすわけにならない、こういうことを言ったら、会見側の人たちは値上げすると思いますよ、町長は値上げしてくるんだと。そのことで、本当にこの統合事業が成功していくかということは、私はあなたの責任だと思うんですよ。

そういうことを考えれば、今回の、言ってるように2,600万あれば何とか西伯を下げることはできるわけですよ。今回10年間、西伯はそういう意味では年間1万円以上の差額の水道料金を負担してきてるんですよ。まず、それを一旦合わせようとするのが町の責任ではないですか。それができないことはないと思うんですよ。町長もおっしゃってるように、落合の送水管がつかあったら、落合浄水が何らかの経費削減になる、これが1,000万と言ってませんでしたか。2,600万のうち1,600万ですよ。あと何年かたったら起債償還が減ってくるんですよ。2,600万のめども立ってくるんですよ。そういうことを考えれば、年度を区切ってでも2,600万を投資して水道料金引き下げるべきだと、これは未来に負担を強いるものでも何でもありません。水道料金負担したりとか、公共料金引き下げて住民生活を応援して、未来に負担残すなんて聞いたことがない。未来に禍根を残すというのは、めどもつかない中で、予算をも、将来のことも考えないで多額な公共投資をして大きな建物を建てたり無駄な事業をしているところが住民に負担をかけてきているんですよ。住民の生活を応援して破綻したなんて聞いたことがありません。来ないオオカミを来た、来た来た来たって言うのは住民にとってもよくない。私は、現段階では、合併以来10年間いろいろ考えてきたけれども、今回、合併特例債等を使って格差是正に取り組むと、この支援については国、県の支援を求めると堂々と言ったらいじゃないですか。

それともう一つは、町長の考えで直していただきたいのは、安けりゃいいで済まないっていうことをおっしゃいましたが、住民生活から見て、西伯の水道料金は高いですね、会見の水道料金もほかから比べたら安いというんですけれども、住民の感覚からして公共料金と水道料金って払

っていかないといけない料金なんですよ、決して安いと思いません。とりわけ、担当課の方も聞かれたと思いますが、子育て中の方は水道料金たくさん要るんですよ。今、少子化で何とか支援しようというのであれば、この水道料金を決して上げるべきではないし、西伯側を引き下げて暮らしを応援してる立場に立つのが2,600万円の投資でできるということが今回の議会でわかったんですよ。であれば、最大限の努力をして、私は今回2,600万を年度を限って投資しても西伯料金を引き下げて会見の水道料金に合わせることを再度求めて、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、地域支援事業なんですけども、ここでの違いは、町長は、今回の法律では917人が受けているデイサービスやホームヘルプサービスが介護保険の枠外の地域支援事業になってくるんですよ。一番の問題は、広域連合でもやりとりしたんですけども、町長は、このお金は介護保険から来るから問題ないって言うてる点なんです。財源の2,550万かかっていますが、町長、そしたら法律が変わって917人の地域支援事業が町に来た場合、この2,500万円に相当する金額が介護保険から来るんですか、その保障はどこにあるのか。だとすれば、今までと同じようにやればいいことではないか、どうしてボランティア等を使ってこれを担っていかなくちゃならないのか、この説明をしてください。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私が聞いておりますのは、財源構成は変わらないと、介護保険と同じ、いわゆる国が25%、市町村、県が12.5%、1号保険料21%、2号保険料29%ということであるというぐあい聞いております。それから、地域支援事業の中でも包括的支援事業、任意事業がありますけれども、これは国が39.5%、都道府県、市町村が19.75%、1号保険料を21%使うと、こういうことになっているようでございますので、介護保険の財源構成と変わらないというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、財源構成が変わらなかつたら何でこんな法律改正するんですか。厚生労働省が一番言うてるのは、介護保険が2025年、30年になったらパンクするので、その抑制をするためにやってきてるんですよ。そのためには要支援の1、2を、1の中で一番、50%以上占めるデイサービスとホームヘルプサービスを地域支援事業にしようと、これは地域での包括ケアへの取り組みとか地域支援事業の1つだって言うてるんですけども、それをボランティア等を養成してやりましょうと言うてるんですよ、そういうことでしょうか。今回だって地域支援事業は総支給額の0.5%ですよ、広域連合かって、一千何百万しか出ていないんです

よね、今でいえば広域連合では5,000万近くのお金でやっているところを1,500万円の中に押し込もうとしているのが今回の計画なんですよ、そういうことですよ。

私は、首長としての立場は、広域連合、介護保険を守らないといけないと思うんですけども、少なくとも国の動向どうしてるかっていうことで一致しときたいと思うんですけども、これは要支援1、2を外すということは、給付じゃなくて事業にしようと言ってるわけでしょう。給付というのは当然受けれる権利ですけども、事業になっちゃったら受ける受けまい自由なんですよ。モデルにされてる、今度、広域連合が行こうとしている生駒市なんか何が起こってるかという、介護保険卒業しなさいと言ってるんですよ。あなたは保険料払ってるけど、保険受けないで自分とこの町の事業にしなさいって言ってるんですよ。その事業はどうなるかという、例えばスポnetなんぶ使ったら、スポnetなんぶただで使うわけにいかないから、住民負担が当然出てくるでしょう。ホームヘルプサービスとかをやっていることをボランティアにしたら、基準もないまま、今まで専門家に受けれていた介護を受けられなくなるんじゃないですか。それで、多くの首長たちは、今回の法改正は介護保険から締め出される人が多いと、金取って介護なしになるんじゃないかと言って首長たちが声を上げてるんじゃないでしょうか。どうですか、町長。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 私が聞いている限りにおきましては、全国一律の運営基準などいろいろな定めがあって、そういう定めの中で運営をすれば、やはり無駄や無理やいろいろ生ずると、したがって、地域のそれぞれの特性に合わせて、サービスなどを絡み合わせて独自の提供を行ったほうがより住民の皆様方の役に立つといいたいまいしょうか、心に届くサービスになるのではないかと、いうぐあい聞いております。したがって、そういう工夫がないところは御批判になるかもわかりませんが、全国一律の基準をつくって、その基準に従ってやれば一番楽なわけですから。しかし、自分の町でいろいろ工夫してやるのは難しいわけでありまして。お金の心配はなさらなくても今までと変わらんように財源構成でお金を出しますからねということを行っているわけですから、これはむしろ前向きに評価をしていけばいいのではないかと、このように思っているわけです。

私はきのうも杉谷議員さんの御質問でちょっと話いたわけですけど、私が心配するのは、同じサービスをして、一方はボランティア、一方はお金になると、ここをどのように整理するのか、すみ分けするのかということが私の頭の中でまだ整理できんのですわ。これにちょっと困っております。ただ、有償ボランティアというやり方もあるわけですから、必ずしも全部ただでやるということでもないと思うので、そこの辺をうまく組み合わせてやった方がいいのではないかなあと、思っております。なかなかそこの部分のすり合わせが、これはちょっと難しいわけですわ。そこ

はありますけれども、そういうことをクリアして総合事業でやっていきたい。

それから、これは29年の3月までには全部準備整えて、29年の4月からは全部総合事業になるということにもう決まっているわけですから、なかなかそれに反対しても難しいのではないかと考えております。むしろ、そういう日程をちゃんと示しているわけですから、実際は24年度からもうできるわけですから、24年度から、それを政府もちゃんと準備期間をつくって29年度からは完全にやってくださいよと、総合事業で全部やりますよということを言って、準備期間もくれているわけですから、ここで準備をしてしっかり総合事業に移っていききたいと、このように思うわけです。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長の認識は、町長はどれが公的なサービスでボランティアになるかわからないとおっしゃったでしょう、その辺が戸惑っているとおっしゃったでしょう、町長。今までは、あなたが連合長してる広域連合が、あなたが困ってる、どれがボランティアに行くかというものを介護保険で今まで見てるんですよ。介護保険制度の中で、給付として、権限として給付を受けていた方々が、給付ではなくて町の事業になってくるんですよ。町の事業が、今まで2,600万円使ってたのがそんなにお金来なくて、来ないんですよ。だから、あいのわ銀行使おうと言ってるわけでしょう。住民のほうがよく知ってますよ、新聞読んでるから、これは全部ボランティアにおりてくるんだなあと思ってるわけですよ。それを幾らお金来るといっても、今回の町がおっしゃったのは2,550万かかってるんですよ、介護保険で、給付額ですよ、これは、9割の給付額ですね、これが全部町に来るんですよ。このお金が、介護保険から2,550万円相当のお金が町に来るとことは言っていないんですよ、国は。削減するためにそれを出そうと言うてるんだから、これを町の事業でしないといけなくなるんですよ。それこそ言わないといけなと思います、町長。今のように2,500万、600万あったら西伯の水道料金を下げる分に匹敵する金額ですよ、その金額が介護保険から外して町にしろと来るわけですよ。町長は今、財源があるから問題ないと言いながら、一方では、どれがボランティアになるかって考えてるわけでしょう。少なくともこれは、今言ってるのは、給付じゃなくて事業になったら今度するかしないか自由になっちゃうんですよ。モデル事業してる場所は、介護保険じゃなくて町の事業に移りなさいよといって介護保険卒業してるんですよ。その方は介護保険料払っているんですよ。介護保険料払いながら介護保険を受けれずに、今まで受けてたサービスもできずに、町の仕事にしましょうと、町はお金がないからボランティア養成するんです。その構図どうですか、町長。

そうなれば、住民がどうなるかという、今まで伯耆の国とかの専門員がやってたことをボランティア等がする中で、その質が保てるのかという問題、卒業してボランティアが確保できるのかという問題。今、西町の郷もありますが、一番困ってるのは補助金が切れた時の問題だと言っている。ここに出すお金等があって、ほかの部分はどうするのかという不公平も生じてくるとい問題があるんですよ。そういう意味で言えば、安易にこのことを町長は仕方がないと、国の制度だって言うんですけども、私は少なくとも要支援1、2を外すといっても保険給付の中で見ると、町がするにしてもとことを当然言っていけないと思いませんか。

それと、もう1点ですけども、政府は、厚労相どう言ってるかという、医療、介護、福祉が一緒になる地域包括ケアについては保険者である、介護保険である市町村が重要になってくると、こういうふうに言ってますよね。ところが、広域連合を組んで、市町村独自の事業になったら、日吉津村、伯耆町、南部町がそれぞれ独自の事業をやっていくんですよ、これに対して広域連合はどんなお金の出し方していくのかという問題が出てくるんですね。

そういう意味で言えば、私は、介護保険制度がいいと思いませんが、少なくとも広域連合を、この地域支援事業等を出してくるおいては、介護保険、介護、医療、福祉の……。

○議長（青砥日出夫君） そろそろ時間ですのでまとめてください。

○議員（13番 真壁 容子君） 立場から介護保険の広域連合の連合の見直しを指摘しておきたいと思います。

次に、病院の件ですけども、病院も管理者がおっしゃったように、要は病床の削減が予想されてくるんですよ、西伯病院もしかり。それと、医療抑制の中で、さっき言ったように、南部町は包括ケア病床が必要になっていくのではないかと、そのように展開していきたいというふうになっていくのではないかとという点ですね。このことについて町長の意見を聞いておきたいと思うんですが、長年、西伯病院は総合病院としていろんな科を持つと思ってやってきたんですね。ところが、今、国の施策の中で、病床数の利用率が悪ければ病床削減の対象になってくるし、包括ケア病床を一般病床を変えていかないといけないのではないかとという方針を出そうとしている。このことについて町長の見解を聞いて、住民の医療を守る総合的な病院としてのあり方として、この点についてどう考えるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長ですか。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、町長です。管理者は聞きましたから、町長です。今の話、管理者の話を聞いて……。

○町長（坂本 昭文君） 私は答えができません。

○議長（青砥日出夫君） 病院事業管理者、吉原賢郎君。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 病院事業管理者です。今の若干、地域包括ケア病床については議員さんのほうにちょっと誤解があるようでして、西伯病院の一般病床の中で、そうした地域包括ケア病床というものが何床か設けられるような制度になっております。したがって、全部それに切りかえていくというようなことはございません。ただ、町民の方が鳥取大学だ山陰労災病院だに入院されとって、私は次の回復期は西伯病院に帰りたいわって言われたときに、ちゃんとしたそうした病床を準備しておくのは病院の義務かなというふうに思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 管理者の考えはわかりました。

町長で、西伯病院は長年取り組んできた総合病院として科もふやそうということ言ってきたんですね、そのあり方から見て、包括ケア病床もあるということなんですけども、今回、包括ケア病床について医師の基準、看護基準等も変わってくるわけですよ、今後。

○病院事業管理者（吉原 賢郎君） 多少は。

○議員（13番 真壁 容子君） 変わってきますよ。だって、国がそれが狙いでやってるんだから変わってくるんですよ。そのときに、そうしながら総合的に住民の医療を守れてるという病院であり得るのかというところを選択していかんといけんわけですよ、そこを聞いているんですよ。それで、時間がないから、そこをお聞きすると、今度は町長に聞きますからね。

そのことと、今回の総合法案というのは、介護保険にしたってしかり、介護保険外しですね、医療にしたって今度は県が病床のベッド数が……。

○議長（青砥日出夫君） 時間になりました。

○議員（13番 真壁 容子君） 足りなければ減らしなさいと言うてくるんですよ。このようなあり方ではなく、地域の病院を守るという立場から見たら、今回の法案について反対の意思を表明してほしいと思うんですが、最後に町長の答弁聞いておきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。西伯病院は昭和26年に設立されてから、さまざまな時代の要請、それから変化に対応して地域の医療ニーズに応じてきたというように思っております。近年では、お産をする方が少ないというようなことで産科も廃止しました。伝染病だとか結核病床もあったわけですけれども、こういうものも見直しをしてきていると、そういうことです。

今回のこの総合法の改正は、私なりに解釈しますと、地域包括ケアシステムをどのようにつく



っていくのかということに全て収れんしていくというように思っております。いわゆる、急性増悪といましようか、何かあって救急で病院に入らんといけんというときには病院できちんと医療をして、いわゆる川上側の体制整備を同時にして、それから川下側の在宅医療、在宅というものをうまく連携、取り合わせて包括ケアというものを実現していこうというように考えているわけです。私はそういうぐあいに読んでおります。川上側も急性期病床、例えば鳥取大学の医学部のような高度先進医療をやっているところに長期療養するような人が入っておれば、なかなか新しい患者さんの需要に応えるということにはできないと思います。したがって、川上側もさまざまな規制をして適正化を図っていくと。そして、西伯病院は高度や先進医療をどんどんやっているわけではありませんから、地域包括ケアベッドというようなものを整備して在宅への役割を果たす病院として機能を発揮すると。それから、一定程度めどが立てば今度は在宅に移って、訪問リハとか訪問診療だとかそういうことを受けながら在宅で、いわゆる川下で、先ほど来申し上げておるような市町村それぞれの特色のあるサービスを組み合わせて、この包括ケアというものを実現していこうというぐあいに私の頭の中では理解しているんです。

真壁議員もそういうぐあいにおっしゃいますけれども、御批判されることが悪いわけではない、結構なんですけれども、少なくとも当面の目標は2025年で団塊の世代が75歳になる、そういうことを一つの目標にして、医療も介護も包括ケア体制をつくっていくにはどのようにしたらいいのかということで今取り組んでおります。医療法、医療計画の改正も5年に1回だったのを介護保険と合わせるように6年に1回改正すればええということになりました。介護は3年に1回ですから、2期計画で医療と合うわけですね、そういう大きな流れの中で今考えられております。少なくとも医療を受けさせないようにするとか、介護を受けさせないようにするとか、そういうことではない、悪くしようと思ってやっている人はないと思いますよ。そんな顔しておられますけどね、悪くしようと思っておられる方はない、きっとよくしようと思ってやっておられる。2025年に団塊の世代に医療や介護が必要になったときに、ちゃんと必要な医療や介護が提供できるような体制を今からつくっていこうということだろうと思っております。

したがって、立場が違えばそういうことになるかも知れませんが、私は前向きに捉えているところです。そのように御理解をいただいて御協力をいただきますように、よろしくお願いを申し上げたいと思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、13番、真壁容子君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は10時50分。

午前10時34分休憩

---

午前10時50分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、12番、亀尾共三君の質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。議長から許可を得ましたので、これより2項について質問いたしますので、答弁よろしくお願いします。

まず1つには、集団的自衛権について所見を問います。

日本は、先の大戦の教訓から、恒久平和を追求した憲法のもとに、1945年から間もなく69年に至る今日まで戦争をしない国として世界でもその名をはせてきました。ところが、安倍首相は、これまでの歴代の首相が主張してきた憲法9条の解釈を変えて、集団的自衛権の行使ができることを内閣で決めようとしております。しかし、世論調査の結果は反対が過半数を超えております。町内でもいろいろな方と私はお聞きしますが、戦前、そして戦後間もなく生まれられた方、その方に聞きますと、まず100%の方があんな体験は嫌だ、戦争なんてもってのほか、このことを言っておられます。そのことを裏返すと、つまり集団的自衛権、それは即戦争ができる国、このことになることを皆さんそのように感じておられるのではないのでしょうか。事実、そうだと思います。皆さんの集団的自衛権行使に反対されるこの姿を、ぜひこの議会でも皆さん方と態度を一致にしたいと思っております。

さて、安部三十郎という米沢市長、この方はこういうふうにおっしゃっております。住民が戦争に巻き込まれることなく平和に暮らせていけるために努力するのは首長の義務であります。そのためには憲法9条は必要であり、日本は大変な犠牲を払って9条を今日まで得てきました。集団的自衛権の行使容認など軍事的な対応を努めれば、戦争に国民が巻き込まれる危険が増し、政府のいう積極的平和主義に矛盾があると感じます、とこのように述べておられます。町長も町民の命と暮らしを守る責務から問います。

まず1つは、国会で集団的自衛権が議論をされています。その時々内閣が憲法の解釈を変えることは立憲主義や民主主義に反すると思ひ聞きますが、どうでしょうか。2つ目、集団的自衛権の行使を容認すれば、日本に武力攻撃がなくても海外で武力攻撃をしないという憲法上の歯どめを外すことになると思ひ聞きますが、どうでしょうか、お聞きします。3つ目、これまでの集団的自衛権行使の例は、大国傘下のいわゆる同盟国が従わなかったときに行使された。これが事実

であります。憲法解釈を変えることなく恒久平和を追求することが町長の責任と思いますが、どのように感じておられるでしょうか、お聞きします。

2つ目の項は、子ども・子育て支援制度について問います。

子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て支援法、認定こども園改正法、児童福祉法改正法を含めた関連整備法、このことから成り立っています。それぞれの法律そのものの解釈も複雑であり、児童福祉法改正法との関連も明確ではありません。国が行っている子ども・子育て会議の議論ではさまざまな意見が出ており、また全国では多くの保育関係者の間や地方自治体の担当者から、運用に伴うまでの時間や事務作業のことから新制度の拙速な実施の中止を求める声も上がっております。新制度実施の前提としている消費税増税の国民の批判も大きい中、新制度そのものも今現在も不正確な面がある中、現在、本町の保育水準の後退することなく子育て支援の充実を求めてお聞きします。

1つには、3月議会の質問の答弁で、町長は、保育の水準は保つ、民営化は進めないと明言されました。改築のすみれ保育園は、認定こども園にする考えと聞きます。では、他の3園との違いをどのようなのかお聞きします。2つ目、保育の認定をどうされるのかお聞きします。3つ目、保育時間はどうなるでしょうか、このこともお聞きします。4つ目、国の公定価格が上がっても保育料金は変わりませんかでしょうか、お聞きします。5つ目、保育現場職員の待遇改善を求めます。6つ目、認定こども園になるとお金の額と流れが変わるでしょうか、お聞きします。7つ目、国は学童保育の対象を6年生までとしております。しかし、なぜ6年生までの受け入れをされないのか、その理由をお聞きします。8つ目、保育園と幼稚園の違いはどう変わるでしょうか、その違いをお聞きします。9つ目、新制度の内容を保護者への周知の方法はどのようにされるでしょうか、このことについてもお聞きします。最後に、関連の町条例はいつ提案される腹つもりでしょうか、このこともお聞きします。

以上、この場での質問を終わり、あとは答弁を受けた後、再質問で深めたいと思いますので、どうぞ答弁よろしくお願ひします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員さんの御質問にお答えをしてみたいです。

一般質問につきましては、町の一般事務について、議長の許可を得て行われると伺っております。集団的自衛権と憲法解釈については、町の一般事務ではなく国の専権事項でありまして、非常に高度な問題であるため、国民の代表である国会での熟議により行われるものであり、本来、町長がお答えすることはできないと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

ただ、亀尾議員の一般質問においては、内容について踏み込んだものではなくて、単に町長としての考えのみを問うものでありますので、この点に絞ってお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、集団的自衛権の議論の中で行われている憲法の解釈をその時々の中内閣が変えることは立憲主義や民主主義に反することではないかとの御質問です。集団的自衛権とは、自国と密接な関係にある外国が武力攻撃を受けた場合、自国が直接攻撃されていなくても同盟国を武力で守る権利と国連憲章51条で認められているものであります。日本政府は、1981年5月の国会で集団的自衛権の定義を自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止する権利と答弁をしております。以来、日本の歴代政府は、集団的自衛権の権利は保有しているが、戦争放棄などを定めた日本国憲法第9条との兼ね合いで国を防衛するための必要最小限の範囲を超えたと行使はできないとしていました。

しかしながら、安部首相は、現時点での憲法解釈では禁じられている集団的自衛権の行使容認に向けて動いています。この理由として、1つには、東アジアにおける安全保障上の危惧に伴い、日米同盟の強化の必要性に迫られていること、またもう一つは、国際貢献の必要性からであります。長年にわたり定着してきた日本国憲法第9条の解釈をその時々の中政権の意向で変更することについては、立憲主義に反しているとの批判もあります。これは、政権が変わるたびに憲法の解釈は変わるということでは一夜にして一国の土台が根本から覆ることとなり、日本における法律秩序、法の支配の安定性が損なわれるため、一般的にはよいことではないと思っております。

次に、集団的自衛権の行使を容認すれば、日本に武力攻撃がなくても海外で武力攻撃をしないという憲法上の歯どめを外すことになると思うがどうかということですが、この逆も考える必要もあるのではないかと思います。仮に集団的自衛権を行使できる状態となっていることにより武力攻撃自体が抑止されるならば、戦争にならないということではよいことではないかというように思うわけです。先にも述べましたように、集団的自衛権は国連憲章第51条で認められているものであり、その定義においても、自国と密接な関係にある外国が武力攻撃を受けた場合、自国は直接攻撃されていなくても同盟国を武力で守る権利とありますので、当然に武力で守ることになるかと思えますけれども、憲法上の歯どめを外すことになるのかについては、先ほど申し上げましたように、これは町長の立場で論ずることではないと思っております。

次に、これまでの集団的自衛権行使の例は、大国傘下の同盟国が従わなかったときに行使を發動されたことが事実だと、恒久平和を追求することが町長の責務だということですが、議員のおっしゃいます恒久平和を追求することが町長の責務であると、これは非常に大切なもの

だと思っております。私も平和を願っている一人であり、それは住民、ひいては日本国民全ての望みでありますので、これは当然のことではないかと思っております。

以上、集团的自衛権についての所見を述べさせていただきました。

次に、子ども・子育て支援制度についてでございます。亀尾議員の御質問にお答えする前に、認定こども園につきましては、詳しい基準などがいまだ国からはっきり示されていない状況にありますので、断定的な答弁はさせていただきたいわけですが、それができないということもございまして、まずお断りをして答弁に移らせていただきたいと思います。

まず最初に、認定こども園にするすみれ保育園と他の3園との違いは何かという質問でございます。現在、すみれ保育園にと考えております保育所型認定こども園は、保育所としての認可を受けた施設となり、法律上は他の3園と同じ児童福祉施設に位置づけられることとなります。しかし、認定こども園となれば幼稚園機能をあわせ持つこととなり、保護者の就労状況の変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設となりますので、現在、入所人員が定員より少ないすみれ保育園を認定こども園にすることにより、保育に欠けないお子様の受け入れもできるようになると思っております。

次に、保育の認定をどうするのかという質問です。子ども・子育て支援制度では、実施主体である市町村が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。保育の必要性の認定に当たっては、国が保護者の就労や疾病などの事由と保育標準時間、保育短時間の区分の基準を設定することになっております。実際の運用に当たっては、現行の運用状況を踏まえつつ市町村ごとに運用していくこととなりますが、南部町子ども・子育て会議の場で検討していただいた御意見を参考にしながら決定をしてみたいと思っております。

次に、保育時間はどうなるかということでございます。保育時間については、認定こども園では保育の提供に当たって3つの区分に分かれます。保育に欠ける場合の保育標準時間と保育短時間、保育に欠けない場合の教育標準時間でございます。6月6日に発表された内閣府の資料によりますと、保育標準時間は、主にフルタイムの就労を想定しておりまして、11時間の利用が目安とされております。保育短時間は、主にパートタイムの就労時間を想定して設定しており、原則的な保育時間8時間が利用可能な時間帯となり、それを最大限の枠として、それぞれの御家庭の就労実態に応じてその範囲の中で保育必要量を設定されることになるようであります。教育標準時間は、保育に欠けないお子様が対象となるもので、幼稚園と同じく4時間が標準となります。この区分に該当するお子様は保育に欠けないため、今現在、町内の保育園を利用している方の中

には該当する方はおられません。

次に、国の公定価格が上がっても保育料金は変わらないかという質問でございます。新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して定めることとされておりまして、現行の幼稚園、保育園の利用者負担の水準をもとに、国が定める水準を限度として市町村が定めることとなります。本年6月に公表された内閣府の説明資料によりますと、現行保育料は市町村民税課税世帯の所得税額で階層が分かれています。新制度では市町村民税所得割課税額によって階層区分を決めることとなります。国が定める水準は最終的に平成27年度予算編成を得て決定されるものですが、国のイメージとしては、保育標準時間認定利用者負担の基準は、現行の保育園の水準を基本に、保育短時間認定の利用者負担は保育標準時間から1.7%減を基本に設定するよう予定されています。教育標準時間認定の利用者負担は、就園奨励費を含めて現行の幼稚園利用者の負担額を基準に設定されています。町としては、国の基準を参考にしながら、世帯の所得の状況、その他事情を勘案して検討してまいりたいと考えております。

次に、保育現場職員の待遇改善でございます。国では待機児童の早期解消のため、保育所の整備などによって量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士の人材確保対策を推進する一環として、25年度から保育士等処遇改善臨時特例事業を実施し、処遇改善に取り組む民間保育所に対して資金の交付を行うことにより保育士の確保が進められてまいりました。子ども・子育て新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付に一本化して財政支援が行われることとなります。6日に公表された内閣府の説明資料によりますと、処遇改善など加算について、加算率は職員の平均勤続年数、経験年数やキャリアアップの取り組みに応じて適用されることとなりますが、具体的な算出方法は現在検討中で、まだ施行令や施行規則が出ておりません。職員配置につきましては、配置基準に従って配置していくこととなりますが、加算部分についてどのように算定していくのかはこれからの検討になろうかと思っております。

次に、お金の額と流れが変わるのかという質問です。補助金などの流れは、現在、保育所運営費は地方交付税に算定し交付されておりますが、新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付の制度に変わる予定になっております。給付の額は、算定するための公定価格の仮単価が出されたばかりですので今はお答えできませんが、適用範囲など詳細な運用基準を待ちたいと思っております。

次に、学童保育対象を6年生までの受け入れをしない理由ということでございます。町長としましては、4年生以上の高学年になりますと体力が付き行動範囲も広がってまいりますので、児童自身の考えや保護者の思いなどによってスポnetなんぶや南部町スポーツ少年団、習い事、

家庭での学習、あるいはお手伝いなどさまざまな放課後の過ごし方を選択しながら、社会性を高め、防犯や自己管理ができるようになって考えております。改正された児童福祉法で放課後児童健全育成事業の対象者が小学6年生まで拡大されますが、南部町では、現在、子ども・子育て支援事業計画策定に向け、南部町子ども・子育て支援会議を設置し議論を行っており、町民のニーズを事業計画に反映させるよう、放課後児童クラブに関するアンケートを実施しております。このアンケートにより、サービスをどのくらい整備、実施していく必要があるかを推計しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、保育園と幼稚園の違いということであります。幼稚園と保育園では設立の目的が異なっており、利用方法も異なっております。幼稚園の根拠法令は学校教育法であり、幼児の心身の発達を助長することを目的としています。これに対し、保育園の根拠法令は児童福祉法であり、日々、保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的としております。つまり幼稚園は、未就学児、3歳から5歳の教育を行う場、保育園は、保護者にかわって乳児または幼児を保育、すなわち教育と養護をする場となっております。これに関連して、幼稚園と保育園では子どもを預けることができる年齢、また保育時間に違いがあります。幼稚園に入園可能な子どもの年齢は満3歳から小学校就学前まで、教育時間は1日平均4時間です。それに対し、保育園は子どもを預けられる年齢の幅が広く、乳児から小学校就学前まで、保育時間も標準8時間で、最長11時間までと長く設定されています。親が仕事の都合などで子どもを預けなければならないといった場合に利用されるのは保育園ということになります。

次に、新制度を保護者へどのような方法で周知をするのかということでございます。もちろん説明会をしてお知らせしなければならないと思っております。今、保育園にお子さんを預けておられない保護者の皆様にもお知らせできるよう、会の持ち方も工夫したいと思っております。また広報なども利用し、お知らせしていきたいと考えております。

最後に、関連条例はいつ提案するのかということにつきましては、園児募集までに提案させていただこうと考えておりますけれども、現在も国の子ども・子育て会議で議論が続いているところであり、国からの具体的な通達などが届いていないために時期についての明確なお答えができませんので、御了解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 2つの項目とも、1つは国政が決めることであり、もう一つは、保育のほうですけど、保育、幼稚園のほうは、国の基本的な制度が決まらん限りはなかなか明確な答弁も大変だというぐあいに私は理解します。そのことをおいて深めたいと思っておりますので、ど

うぞよろしく申し上げます。

まず、町長が言われたんですけども、一つは、アジアの今、例えて言うと尖閣問題だとかそういうことから考えるとそういう思いがあるのではないかということだったんですけども。私は、東南アジアはA S E A Nということで、共同してみんながとにかく何か緊張した状況の中でも外交というんですか、話し合いで解決しようという、そういう枠組みというものをつくっておるわけなんです。北東アジアのほうでも、やはりそういう動きをやろうではないかという呼びかけがあるわけなんです。私は、力で抑えるということになると、結局は一般の国民とそこに住む者が大変惨めな思いをするし、また貴重な命も失われるという状況なんです。私は、町長言われるように、アジア周辺の危険からそういうことがあると思うんですけども、町長、これについてはどうでしょうか。やはり外交はしたいんですね、交渉していく、そういう考えが妥当ではないかと思うんですが、どうでしょうか。（「町政に関係ないで」「町政に関係ないだろう」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 言われますか。（「議長、やることないわ、それは。町長もう言いなつたが、最初に、だったらもういいよ。最初に言いなつたが、所信を」と呼ぶ者あり）集団的自衛権については、いわゆる踏み入っての話、所見にしても個別案件の中に入ってくるというふうに思いますので、もうちょっとグローバルなあれならいいですが、テレビで見れば大体わかったような話で、町政に対しての質問に対してはちょっとそぐわないというふうに思いますので、再質問は遠慮をしていただきたいというふうに思います。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 答弁ができればそうですが、ここでは町長が最初に答弁されたことに対して、いや、そういうぐあいに私は考えていますよということを言います。

集団的自衛権を持ってると、そのことが一つは安全の部分を示すんだないかというような、かいつまんで言えばそういうことを言われたんですけども。私は、先ほど言ったように、そうではなくて、憲法9条をちゃんと持ってやっているその国の今までの歴史のことは見ると、非常に戦争ができる、そのような戦争に道を開くようなことをやってはいけないではないかという考えです。

それからもう一つは、大国のいわゆる同盟国ですね、そこに入ってるところで、今までの実態を見ますと、アメリカは過去にどういうことをやったかといいますと、ベトナムとか……（「わからんわ」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 自分でしゃべっとるんだから。



○議員（12番 亀尾 共三君） いいだないの。

○議長（青砥日出夫君） 自分の時間使っとるけん、別に。

○議員（12番 亀尾 共三君） アメリカ、ベトナムとかレバノン。

○議長（青砥日出夫君） どんどん減らしてもらったら。

○議員（12番 亀尾 共三君） あるいはニカラグア、グレナダ、そういうところにやっていった。

それから、旧ソ連はハンガリーだとかチェコスロバキア、アフガニスタン、それから、イギリスはヨルダンとかイエメン、フランスはチャド、結局これらの出動した、やったということは、自分たちの勢力圏で維持するためにやったということなんです。なぜかという、自主的な国が生まれたり、あるいはかいらい政権がそれにそぐわないような反体勢力をやった場合に、そこを抑えるというやり方。つまり裏を返せば、じゃあ日本がそういうことになった場合どうするのかということ振り返ってみますと、ここに一つあります。最近、特に安部首相が言われるのは、いわゆる邦人が外国で戦争状態になったときに、日本ですけど、邦人をアメリカの艦隊とかそういうのに乗せて帰っていただく、連れ戻すため、そのためにはやはり集団的自衛権が必要だとこのように言ってるんですけども、実は米軍の邦人輸送の順位というものがあります。これは、まず第1位は米国の国籍を持った人、2つ目はアメリカの永住権、それを保持している方、3つ目はイギリス国民、4つ目はカナダ国民、そして5つ目にその他の国民を運ぶということなんです。どうしてそうなるかということと言いますと、裏づけは、軍隊による在外自国民保護活動と国際法ということで、明らかになったのは2002年2月に防衛研究所の紀要の中で、1997年に改定の日米軍事協力の指針、ガイドライン、これを日本政府が米国の実施する項目として米軍による邦人の搬出、この要請に対して断られたということなんです。理由は何だかいうと、自分のことは自分でやれ、アメリカはこう言ってるんですよ。つまり、そのようなことを総合すると、決して集団的自衛権というのは日本国民にとってはプラスにならない、このことを私は主張するものであります。

町長は答弁は難しいということですから、どうでしょうか、もしあったらお聞きしたいんですが、どうです。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） これは答弁ではございません。そのように理解していただけるなら自分の気持ちを話してもいいのではないかと思います、よろしいですか。答弁ではない。

私は、外交力の弱さというものを憲法に責任転嫁しているのではないかと考えております。外交力が弱い、その最後の責任を憲法が悪いのでということに責任転嫁をしているのではないかと

という思いがあります。それから、憲法9条をとにかく守れ守れということばかり言ってもなかなか現実を突きつけられると弱いわけですから、もっと積極的な憲法外交というか、そういうことを展開してもいいのではないか。例えば、平和を守るために専守防衛という概念を日本が打ち出して、世界の各国がそれを批准していくと、自分の国の防衛のために、専守防衛のために行うというようなことをもっともっと打ち出して、世界の国がそれを批准していけば平和な世界ができるのではないかというように思ったりしております。これは憲法学者が、与那覇とかいう人が提案していることです。ただ守れ守れだけでは発展性がない、新しい概念として憲法9条を輸出するというか、専守防衛を批准するというような、この指とまれで世界各国がそれを批准していくようなことをすれば平和が実現していくのではないかなというように思いを持っております。そういうことです。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 確かに町長が言われるように、世界中が専守防衛で他国には行かないということ、いわゆる平和憲法をとということ、外国のほうではかなり評価してる国もありますよ。ここにそのリストは持っておりませんが、日本の憲法9条というのは非常に、平和憲法というものは尊重したいと、我々も持ちたいなという国もありますので、そのことだけは言うておいて……（「時間が来ました」と呼ぶ者あり）あのね、言いたかったあなたも質問届出してやりなさいや。

次の保育園関係について、子ども・子育て関係についての再質問を行います。

まず、町長に再度確認したいんですけど、最初に申し上げました今の現行の保育園の水準、今度は幼稚園の部分もということをおっしゃってるのは、それはそれとして、保育部門については、現在の水準は、前回議会で言われたように、水準は維持するというのでしょうか。そのことの確認をまずお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。水準というとどういう意味合いでしょうか。保育のレベルというような、質というような意味でしょうか。もしも質というような意味なら、これは当然維持ぐらいではなくて、どんどん改善、改良していかなければいけないというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 今、町長が最初の答弁の中で言われたんですけど、国のほうがまだはっきりと方針というんですか、はっきり国のほうで決まってないのに非常に答えにくい面が

あるということを言われたんですね。私が言いたいのは、例えて言いますと保育の認定の問題だとか時間の問題だとか、自治体がいわゆる保育の実施に責任を持つとか、そういうことについてどうでしょうか、私が言ったのはそのことの水準なんです、保育料も含めてなんです。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど申し上げたように、現行のものから余り大きな、例えば負担の増加だとか、あるいは保育時間の短縮だとか、そういうことを考えているわけではない。基本的には現行の水準をできるだけスムーズに移行させたいというように考えております。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） まず確認できたのは、やはり現行水準は必ず維持する、つまり後退をしないということは、私はそういうぐあいに受け取ってそれは間違いないと思いますが。それから、今度新たに幼保、幼稚園のことなんですけども、それについては問題がある点については、先ほど言われたのは、いわゆる保育に欠けない家庭の子どもを、そういう場所を確保したいということだったと思うんですけども、そういう行為について今現在は町外の幼稚園に通っておられると思うんです。それで、その狙いというのは、やはりそういう方も全部町のほうで面倒見るといような、町のほうでその人たちにも対応したいということからそうされたいうんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。南部町には幼児教育というものを行う施設がないということもひとつあります。いわゆる幼稚園がよくて米子の幼稚園に通わせておられるお方もあるわけですから、そういう機能がないということがありますし、それから保育に欠けない状態になれば退所していただければいけないわけですよ、保育園の場合は。だけど、この認定子ども園制度を使えばその必要はないと、そういう幼稚園教育というものをするという理由を立てて、そのまま継続して同じ保育園に通わせることができるということでありまして、そういう幅広い対応ができる、柔軟な対応ができる、そういうところに意義があるのではないかと考えております。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、確かに保育に欠ける人は、保育園ではその方たちを受けるとはできません。そういう方は幼稚園のほうへ行かれると思うんですけども、町長おっしゃったんですけども、幼児教育ということなんですけども、じゃあ現状の保育園の中でどうでしょうか。私がよくわからないのは、これが教育でこれが保育というすみ分けはどういうぐあいになってい

るのでしょうか。というのは、私も実は孫が保育園にお世話になったんですが、その中で、先生が本を読まれる、それを自分らも字を追っていく、字はわかるようになる、字も書けるように、最初は逆の字もあったですけども。そういう概念であれば、それから歌もオルガンっていうんですか、 Hammondオルガンいうんですか、それを弾かれるのをやっぱり子供たちも歌うということで、それ以上の教育というのが保育園ではだめでしょうか、それ以上のことを幼稚園ならできる、その違いがようわからんのですので、よろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 民生活課長でございます。幼稚園と保育所の内容について、私としては大きな違いというものはないと考えております。と申しますのが、例えば今おっしゃったように、歌を歌ってみるとか絵を描く、そういったことは教育の一環としてももちろん幼稚園でもされていることでしょうし、保育園の場でもやっております。それから、すみ分けとおっしゃるのが、ここは教育の部分、ここは養護の部分というふうに簡単に子どもの生活を分けるということはする必要もないですし、することもできないと思っております。

例えば、養護の部分でいいますとお食事ですね、食事をバランスよく食べていくですとか、午睡をする、そして子どもの発達を保証していくということは養護の部分にもなろうかと思えます。あとは、例えば同じお昼寝をしている時間でも、友達と一緒に遊んだりしたときに注意したりということは教育の部分にもなろうかと思っております。そういったことで、保育園だから教育ができないというものではないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） よくわかりました。

それで、幼保、いわゆる保育園と幼稚園が一緒になった場合、時間的なことがはっきりとわかってますね。幼稚園の場合4時間ですか、ということで、建物が別個ならいいんですが、施設が別のところにあるならいいんだけど、一つの中でそういうことだったら、例えば年長あるいは年中の子ども、その人たちが年齢がはっきりと違ってるならいいけど、同じ年長の場合で、Aさんはずっと午後もあるんだけど、Bさんは午前中でもう帰りますと、そういうことが果たして子どもの精神的なことからいうと妥当だろうかと思うんですけども、その点については問題ないでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 失礼いたします、町民課長でございます。幼稚園の部分は標準的には4時間、それから保育所の部分は標準的には8時間ということで、お子さんが滞在してい

る時間がかわってくる。これが途中で帰ることになって影響ないのかという御質問でございますが、そのあたりのことは影響が全くあるとは思いませんが、それをなくしていくのも保育園の努めだと思っています。子どもたちがどういうふうを感じるかはこれからやってみないとわからない部分もあると思いますが、もしそこに隔たりがあったり不安なところがあるとすれば、それを解消していかないといけないと思っています。

それから、あと本当に4時間なのか8時間なのかということは、これから子ども・子育て会議の場でも必要量などきちっと決めて意見をいただく上で必要なことだとは思いますが、中の保育の仕方ですとか、どこの部屋を使う、そういったことで解消できることもあろうかと思っておりますので、これからその具体的なところについては子ども・子育て会議の意見を聞きながら決めていかなくてはならないと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 子どもはほんのささいなことからいじめとかそういうものの発端になるわけなんでして、私が危惧するのは、そういうようなことで、子どもはからかいぎみに言ったことがそれが尾を引いていじめとかそういうことにつながっていく可能性が非常に強いんじゃないかと思うんです。先ほど言ったように、A子ちゃんはずっとおるけども、B子ちゃんは帰ってしまうというようなことになると、それが問題であると思っておりますので、十分その点は子育て会議の中でも検討していただきたいなということを、まず、これは要望ですけども、お願いしたいと思っております。

それから、先ほど、いろいろ前後しますけども、いわゆる国の公定価格が発表しましたね、5月ぐらいだったと思うんですけども、厚労省が出した。それに伴うと、つまり上限ということが変わってくるわけなんですけども、負担については、所得の関係ももちろんあるんですけども、国に準じてやっぱり沿われてやられるんでしょうか。そうすると保育料の負担がふえるということになると思うんですけども、その点についてはどう感じておられるんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。国のほうから公定価格の仮の単価が出されたところなんですけども、この国の考え方を見ておりますと、現在の保育料の負担額がほとんど横にスライドするような設定の基準、段階を設けるようなことをされてるように思いますので、御本人、保護者様の負担金が大幅に変わるということはないのではないかと、この表を見る限り思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） じゃあ、認識としては、今の現状の保育料水準から、料金の水準はそんなに変わらないというぐあいに認識しておきます。

それから、いわゆる保育現場の方、保育士さん、それからほかのそうでない方、給食のほうに携わっておられる方、その方についての待遇改善ということを私述べたんですけども、町長の答弁では、いわゆるこれはあれだと思えますね、民営化、指定管理を出してるところのことだと思うんですけど、それに対してのことだと思うんですが、私はかなり上げられるような雰囲気だったんですけども、しかし、まだまだこの町が直営してるところの保育士さんと比べると差があると思うんですけども、それについての是正というんですか、下げるんじゃなくてですよ、町の水準まで高めるようなそういう待遇のほうに移行するという考えはどうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。先ほども答弁いたしましたけれども、これは民間の保育所についての待遇改善を国が行うということになっております。国の基準に従って待遇改善をなさって、その基準に合致した場合には国が支援をするということですから、これは従っていかなければいけないのではないかと考えております。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） しつこいようですけども、国の基準の段階まで持っていくんだというぐあいに受けとめていいわけですね。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。国の基準まで持っていくのではなくて、国の基準に従って民間保育所が待遇改善を行った場合に、その程度はいろいろあると思いますよ、いろいろあると思う、そういう場合に、その制度の趣旨に従って町も対応していきたいということを言っているわけです。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） なかなか明確な答弁はもらえなかったんですけども、とにかく国の水準に従って、それについてしんしゃくしていかれるというぐあいに、そういうぐあいに理解しておきます。

それから、認定保育園になると、先ほどは金の流れがあったんですけども、いわゆる交付税算入でいかれるということなんで、このことについてはその中に含まれるということですけども、これに今持ち出しというんですか、されているわけですね、持ち出しというか、一般財源を投入されて支援をされてるんですけども、運営について、これについてはどうでしょうか。施設型の

給付に変わるということなんですけども、これについてお金が現在よりもようけ保育園のほうに出るのかどうなのか、その点についてはっきりとお願いしたいんです。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。まだ国の価格が出たばかりでして、これからどういった加算がうちのほうで、保育園のほうで取っていいのか、どういったところをしていくのかによってもいただける給付額というのは変わってくると思います。まだこれから決めて計算に入るところでございますので、現段階で交付税でいただくものと給付でいただくものとの差がどうかということはお答えできかねますので御容赦ください。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） なかなか決まっておられないので大変だと思いますが、ぜひ利用者、保護者の負担が軽減できるように何とか行政のほうでも考えて支援していただきたい、このことを申し上げておきます。

さて、この子ども・子育て支援法の中では、学童保育についてもきちっと位置づけられておりますね。先ほどの町長の答弁で、私は6年生までというぐあいになってるんでやるべきけども、以前も申し上げましたけども、いい答弁、そのような答弁がもらえなかったんで、その理由は何かということを知りましたら、いわゆる4年生以上になると体力もできると、それで学習あるいはスポーツ、社会性を高めることをやるということなんですけども。私は、それぞれの分野に即応というんですか、できる子どもはそれでいってもいいと思うんですよ。ただ、私どもが子どものころは一つの集落に何人もおって、学校は放課後になったら帰ってもかばんぼんと家に投げといて近所の周辺の子とも遊んだんですよ。ところが、今集落に1人ある、あるいはないというところもあるんですよ。そういう子どもたちは、4年生以降もこういういろんな枠に、スポーツだとか社会性を高めるための文化的なことですか、そういうことになかなかできない子ども、そのような子どもについては、やはりその子どもの意思によってそういう学童保育のほうでも受け入れるということをするべきだと思うんです。結果は、6年生までやったけどもゼロだったというところもあるかもしれませんが、しかし、それだけの門戸を開いていくということはすべきだと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。学童保育については、合併当初から保護者の方から4年生までやってほしいとか6年生までやってほしい、中学3年生までやってほしいというお方もありました。いろいろな御意見がある中で、合併協議会で一応協議して決定した3年生までとい

うことで進めております。私も、保護者の方のいろいろな御要望がある中で、現場の声はどのようになっておるのか、子供たちの実態はどうかということで学校の先生に直接聞いてみました。そしたら、4年生になると自立してもらわんといけんということをおっしゃいました、自立、自立心が養う。中学3年までというようなこともおっしゃった保護者の方もありますけれども、最後には結局自立していかんといけんのですよね、時期の早い遅いは別にして、最後まで親が面倒見切れるものではないわけでありまして。自立のためには、やっぱり4年生ぐらいからいろんなことにチャレンジさせるべきだというのが、これは女の先生だったわけですけども、そういうことをおっしゃいました。私もそういう気持ちを、ああ、やっぱり先生はそう思っとうなあだなあと、親の都合で6年までとか中学3年までとかいうようなことをおっしゃっておられるんだなあということは何となく感じたわけなんです。

そこで、実際の運用の中では、事情を説明していただければ対応できるようになっております、4年生でも5年生でもですね。それは正面から門をあけて待っているわけではありませんよ、どなたでもどうぞということではないけれども、一応3年生までは町の責任で学童保育します。4年生以降について、特別な事情がある方についてはお申し出いただいて、町長が認めて実施すると、こういう仕組みになっておりますので、その程度でいいのではないかと考えております。

それと、さっきも言いましたように、アンケート調査をしております、今。このアンケート調査の結果なども見て、また時代の変化でどのようになっておるのかというようなことも判断していけばいいのではないかと考えております。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） どなたの先生が言われたかしれませんが、自立心を高めるということは、恐らく指導員がおって、それでその指導員のリーダーのもとにやるんで自立心が持たれないという、そういうことからきてるんでしょうか。

私は、町長が言われたように、社会性を高めるということがありましたね。学問が1年生から6年生まであったとしますと、私の経験でいいますと、年上の方と一緒に行動するということが、ああ、自分は嫌でもこれはやっぱり一緒にやらんといけんだなと強調性だとかそういうもんができるし、今度自分が年上になった場合は、年下の子どもに自分がそんなときはそうだったんだからなという、そういういわゆる社会的な、むしろこれが将来社会人になってからのほうなら役立つんではないかと思うんです。先ほども言ったように、友達がないけども、またそういうほかのスポ少だとかそういうこともなかなか苦手でいけないんで、しょうがないからというんで集落に帰って1人あるいは2人同じ年代で遊ぶよりよっぽどそういうぐあいにしたほうがいいんで、そ



の先生がどういうつもりで答えられたかわかりませんが、私はその先生の考えは間違ってると思いますね、私の経験から言いますと。社会性を高めるということであれば、学童保育を学年を引き上げていくということが、これが必要と思うんです。

そこでもう1点聞くんですけども、特別な事情があれば、町長が認めればということなんですけども、例えて言いますと、極端な話ししますと、先ほど言ったように集落に帰っても友達がいないで、だけどもそういういわゆるサークルがあるんだけど、そこにはなかなか苦手で行けないという事情、そういう方も特別な事情であったら認めて学童保育に行くことができるのか、対象になるのか、そのことについてお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。今の御質問が現在の状況のこの御質問かどうかかわからないんですけども、現在であれば、今は3年生までが原則となっております、夏休みなどの長期休暇は4年生までを受け入れております。それから、現在の受け入れはございませんけれども、障がいをお持ちのお子様ですとか、そういった方については学年に関係なく受け入れておるのが現状でございます。

今後の新制度になってからにつきましては、これから決定をしていくところでございますので、お答えを差し控えさせていただけたらと思います。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 確認ですけど、先ほど課長が言われたんですけど、子育て支援制度がまだはっきりしてないんで、それが決まったらということなんですけども、既に方針としては、いわゆる学童保育は6年までやってもいいんだというぐあいになってるんですよ。ですからそういう中から……。

○議長（青砥日出夫君） 時間ですので、まとめてください。

○議員（12番 亀尾 共三君） はい。そういう中から私は聞いているわけなんです。ですから、ぜひそれは検討に値すべきでないかというぐあいに思います。

それから、どういう状況かと言われたんですけども、確かに私も知っております。障がいのあるお子さんについては学童保育の対象にもなるんですけど、私が言ったのは、障がいのない方でもそういうような事情があれば受け入れられる考えがあるのかということを知っているわけなんです。そのことで、障がいの方は別としてどうなんでしょうかということ、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 特別な事情ということ、何が特別な事情なのか。障がい者なら障がい者だけだとか。

町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。今の受け入れとしましては、障がいをお持ちのお子様、それから保護者がいらっしゃるような状況にいらっしゃるお子様ということで受け入れをしております。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 時間がありませんので最後になりますが、一つ先ほど課長の答弁であった、障がいの方ももちろんですけども、保護者のない方ということなんですけども、そうでない方でも、先ほど言ったように帰っても友達がいない、そういう人については学年が上がってもぜひ受け入れていただくような、そういうぐあいなことで考えていただきたいというぐあいに思います。

最後になりますが、新制度が私もよくわかりませんし、いろんなもん読むんですけどわかりませんし、またはっきりと決まった段階で広報が必要だと思いますので、これで説明会をするということと、もう一つは広報で、広報誌、ペーパーだと思いますが、それを配布だと思いますけども、どういう範囲でやられるんでしょうか。そのことと、もう一つはですね……。

○議長（青砥日出夫君） 終わりました。

○議員（12番 亀尾 共三君） 会場が1カ所だなくてたくさんあったほうがいいと思うんですが、その点についてお答えをお聞きして、私の質問は終わろうと思います。よろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほどの広報ということでございますけども、もちろん1カ所で説明をしても来れない保護者の方もいらっしゃると思いますので、複数で考えております。それから、配布物につきましても、対象となるお子様がいらっしゃる方を想定して考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議員（12番 亀尾 共三君） 終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、12番、亀尾共三君の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

---

#### 日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、請願、陳情委員会付託を行います。

5月26日に開催いたしました議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の

請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

---

#### 日程第5 上程議案委員会付託

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

あす18日は各常任委員会を持っていただき、付託議案の御審査をお願いをしたいと思います。お祈りいたします。

午前11時59分散会

---